

岩手県告示第363号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成24年5月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成24年4月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 特定非営利活動法人女わざ
  - (2) 代表者の氏名 森田瑠子
  - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県奥州市前沢区字五十人町48番地
- 3 定款に記載された目的 この法人は、会員相互の協力により、不特定多数の市民・団体に対して、各地に固有の風土にはぐくまれた暮らしに密着した幅広い民俗の手わざを『女わざ』『男わざ』と称して、この普及と促進を図るとともに保存継承し、各地の個性を生かした暮らしの再生と、地域社会の活性化や震災復興に役立て、これらをもって地域文化の発展と深化ならびに公益に寄与することを目的とする。